

# 京都府立清明高等学校 P T A 総会資料について

## 1 ホームページ掲載資料

(1) 令和3年度清明高等学校P T A総会について (御案内)

### (2) 議案書

ア 令和2年度事業報告……………	第1号議案
イ 令和2年度決算報告……………	第2号議案
ウ 令和3年度事業計画(案)……………	第3号議案
エ 令和3年度予算(案)……………	第4号議案

(3) 令和3年度P T A活動方針

(4) 令和3年度本部役員・年次委員・各専門委員

(5) 京都府立清明高等学校P T A規約

## 2 御提出いただきたいもの

(1) 書面表決書 (オレンジの用紙)

(2) 委任状 (グリーンの用紙)

※ (1) ・ (2) のいずれか一つを御提出ください。

## 3 提出先・期日

(1) 提出先：お子様の学級担任

(2) 提出期日：令和3年7月20日 (火)

令和3年7月14日

P T A 会員の皆様

京都府立清明高等学校 P T A  
会 長 松 永 須 弥 也  
京 都 府 立 清 明 高 等 学 校  
校 長 越 野 泰 徳

令和3年度 清明高等学校 P T A 総会について（御案内）

盛夏の候会員の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、P T A 活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、P T A 総会を書面による審議とさせていただきますことを、先日御案内いたしました。が、**審議日を7月20日（火）**に実施いたします。

つきましては、**P T A 総会の議案書を御確認の上**、別紙の**書面表決書または委任状を7月20日までに**、お子様の学級担任まで必ず御提出ください。

なお、議案書は清明高等学校のホームページに掲載しています。

会員の皆様のお手を煩わせるとともに、提出においても上記のようにお手間をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

今後とも、P T A 活動に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

第1号議案

令和2年度事業報告

行事・委員会など	内 容
P T A 総 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7/22 開催（書面審議）</li> <li>・ P T A 会員数 405 名（家庭数・教職員含む）</li> <li>・ 提出数 書面表決書 96 枚、委任状 178 枚提出</li> <li>・ 総会成立</li> </ul>
本 部 役 員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4/9、4/24、6/17、6/29、8/19、9/18、10/21、11/4、11/26、12/8、3/12、3/29 計 12 回開催（臨時開催を含む）</li> </ul>
拡 大 役 員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6/29、9/18、11/4、3/12 計 4 回開催</li> </ul>
体 育 祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</li> </ul>
学校祭（つばめ祭）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11/26 受付業務手伝い 生徒へのお茶の配付</li> </ul>
文化教養委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11/14 サンキャッチャー作成教室 参加 13 名</li> </ul>
広 報 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A 会報「想」発行 9/20(第 12 号) 3/1(第 13 号)</li> </ul>
進 路 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12/18 進路講演会 講師：大阪総合教育支援研究所 所長 原田 孝 先生 テーマ：「子どものいいところを見つけて進路に繋げるような、子どもとの関わり方 —思春期発達の理解と支援—」 ※オンデマンド（YouTube）でも限定配信</li> </ul>
京都府立高等学校 P T A 連 合 会 関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12/2 令和 2 年度京都府立高等学校 P T A 連合会指導者研修会（京都市部ブロック） 参加 2 名 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者数を限定</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育活動充実のため、ショーケース、消毒スタンドの寄贈</li> </ul>

【第2号議案】

令和2年度 清明高等学校PTA会計決算報告書（案）

<総括>

(単位：円)

科目	収入	支出	次年度繰越額	備考
PTA会計	2,227,529	1,663,852	563,677	

<収入の部>

(単位：円)

項目	節	予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)	備考
繰越金	前年度繰越金	997,517	997,517	0	令和元年度からの繰越
会費	会費収入	1,224,000	1,230,000	6,000	保護者1,092,000円、職員138,000円
雑収入	雑収入	3	12	9	預金利息
合計		2,221,520	2,227,529	6,009	

<支出の部>

(単位：円)

項目	節	予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)	備考
運営費		188,000	121,540	66,460	
	事務費	150,000	103,320	46,680	事務用品、振込手数料
	通信費	8,000	220	7,780	書類郵送料
	旅費	30,000	18,000	12,000	役員会交通費
分担金	各種分担金他	85,110	85,110	0	高文連分担金、PTA連合会会費
保険料	会員傷害保険料	194,530	194,530	0	全高P連賠償責任保険他
弔慰金	会員弔慰金	50,000	0	50,000	
事業費		740,000	382,776	357,224	
	委員会費	480,000	251,946	228,054	
	本部費	100,000	5,616	94,384	会議用お茶
	進路委員会	50,000	16,950	33,050	進路講演会講師謝金等
	文化教養委員会	80,000	17,960	62,040	文化教養教室講師謝金等
	広報委員会	250,000	211,420	38,580	PTA会報印刷
	行事活動費	160,000	127,110	32,890	メール配信サービス、学校祭生徒用飲料
	会員研修費	100,000	3,720	96,280	会議参加交通費
教育振興費		706,000	679,896	26,104	
	生徒活動補助費	150,000	130,219	19,781	消毒スタンド、消毒液、防犯ブザー
	進路指導補助費	96,000	94,476	1,524	進路指導資料他
	部活動補助費	180,000	177,243	2,757	ショーケース他
	生徒図書充実費	100,000	99,998	2	図書館閲覧用図書
	卒業記念品費	180,000	177,960	2,040	卒業記念品
特別会計繰入		200,000	200,000	0	特別会計積立金
予備費		57,880	0	57,880	
合計		2,221,520	1,663,852	557,668	

令和2年度 清明高等学校PTA特別会計決算報告書（案）

<総括>

(単位：円)

科目	収入	支出	次年度繰越額	備考
PTA特別会計	800,007	0	800,007	各種特別事業に対する拠出金

<収入の部>

(単位：円)

項目	収入済額	備考
前年度繰越金	600,003	繰越金
積立金	200,000	積立金
雑収入	4	預金利息
合計	800,007	

<支出の部>

(単位：円)

項目	支出済額	備考
合計	0	

上記のとおり令和2年度収入、支出の状況を報告します。

令和3年4月9日

京都府立清明高等学校 P T A会計 北波 嘉代子 ㊞

会計 安達 和代 ㊞

監査報告

令和2年度京都府立清明高等学校PTA会計の会計帳簿、通帳、証拠書類等について  
監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和3年4月21日

京都府立清明高等学校PTA会計監査 前川 千左枝 ㊞ 福田 智幸 ㊞

### 第3号議案

#### 令和3年度事業計画（案）

##### 1 基本的な考え方

事業の実施にあたっては、規約第13条に定めるとおり、必要な委員会を設けた上で、委員会ごとに事業を企画・立案し、総会の承認を経て実施するものです。

進路、文化教養、広報の3つの専門委員会を設置し、清明高等学校のPTA活動を充実させていきます。

また、会員の皆様が参加しやすい雰囲気作りを心がけております。

##### 2 事業計画

基本的には、昨年度の実業を踏襲しています。新たに本部役員主催の「会員の親睦・教養を深める行事」を実施予定です。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点に基づき、状況に応じた事業を行う予定です。

このような社会情勢ですが、PTA会員の皆様には、奮って御参加いただきますよう、お願い申し上げます。

活動主体	事業計画
本部役員会	・学校行事への支援 ・PTAの広報活動 ・PTA会員の親睦・教養を深める行事
進路委員会	・進路支援部と連携した進路指導への協力 ・保護者対象進路講演会の実施
文化教養委員会	・文化教室の開催
広報委員会	・PTA会報「想」の発行(年2回) 前期(9月末) 後期(3月上旬)

令和3年度 清明高等学校PTA会計予算書（案）

<収入の部>

(単位：円)

項目	節	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備 考
繰越金	前年度繰越金	563,677	997,517	-433,840	
会費	会費収入	2,598,000	1,224,000	1,374,000	保護者6,000円×386人 教職員6,000円×47人
雑収入	雑収入	3	3	0	預金利息
合 計		3,161,680	2,221,520	940,160	

<支出の部>

(単位：円)

項目	節	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備 考
運営費		218,000	188,000	30,000	
	事務費	180,000	150,000	30,000	事務用品、封筒印刷、振込手数料等
	通信費	8,000	8,000	0	会報等郵送料
	旅費	30,000	30,000	0	役員会交通費補助
分担金	各種分担金他	89,290	85,110	4,180	高文連分担金 PTA連合会会費
保険料	会員傷害保険料	206,580	194,530	12,050	全高P連賠償責任保険 PTA会員行事参加傷害保険
弔慰金	会員弔慰金	50,000	50,000	0	
事業費		1,150,000	740,000	410,000	
	委員会費	630,000	480,000	150,000	
	本部費	100,000	100,000	0	本部活動費
	進路委員会	180,000	50,000	130,000	大学見学ツアー他
	文化・教養委員会	100,000	80,000	20,000	着付け教室、社会見学他
	広報委員会	250,000	250,000	0	PTA会報印刷代、広報用写真代他
	行事活動費	260,000	160,000	100,000	体育祭、文化祭他行事活動用物品 PTA連絡メール配信利用料
	会員研修費	260,000	100,000	160,000	教育講演会講師謝金、人権講演会、会員研修補助等
教育振興費		1,140,000	706,000	434,000	
	教育活動補助費	250,000	150,000	100,000	生徒行事・活動等補助
	進路指導補助費	120,000	96,000	24,000	進路関係図書、資料等
	部活動補助費	400,000	180,000	220,000	全国・近畿大会参加生徒旅費等補助
	生徒図書充実費	150,000	100,000	50,000	定期刊行物・図書等
	卒業記念品費	220,000	180,000	40,000	卒業記念品
特別会計繰入		200,000	200,000	0	特別事業拠出金
予備費		107,810	57,880	49,930	
合 計		3,161,680	2,221,520	940,160	

令和3年度 清明高校PTA特別会計予算書（案）

(単位：円)

予算額				備 考
前年度末残高	今年度繰入額	雑収入	計	
800,007	200,000	0	1,000,007	各種特別事業に対する拠出金

## 令和3年度 P T A活動方針

新型コロナウイルス感染症への対策については、日々状況が変化しており、先を見通すことが困難な状況です。しかし、何よりも感染者の発生を最小限に食い止める行動が厳しく求められています。

また、学校では、このような状況にあつて、学習の機会を確保するため、日々様々な取組を進めていただいているところです。

このため、P T Aでも、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限取り組みたいと考えます。子供たちが「安心・安全に学習に取り組める環境づくり」が必要だと考えております。さらに、文部科学省からも学校と家庭の連携が学校内での感染拡大防止のため必要だとの考えが示されています。

本部役員会、各委員会の活動につきましては、会議、集会等を要する場合には出来る限り「新しい生活様式」に則り行います。

また、各委員会の活動計画についても例年どおりに進めることは難しいと考えていますが、学校との連携を密にして、子どもたちの楽しい思い出ができるような取組ができないかを検討したいと考えております。

会員の皆様の御理解、御協力を何卒よろしくお願いいたします。

令和3年7月14日  
令和3年度P T A本部役員一同

令和3年度本部役員・年次委員・各専門委員

	役 職	氏 名	お子様のクラス番号
本 部 員	会 長	松永 須弥也	M223/G322
	副 会 長	湯朝 剛	G326
	副 会 長	赤野 紀子	G201
	会 計	藤澤 貴子 安達 和代	G321 教職員
	書 記	神崎 尚子 西村 嘉人	G308 教職員
	会 計 監 査	前川 千左枝 福田 智幸	G124 教職員
年 次 委 員	中間 S 年次	幸山 由佳	S210
	中間 M 年次	田原 香苗	M120
	入 学 F 年次	濱崎 恵美	F219
		堀 正恵	F223
		小林 恵	F417

\*G(卒業年次) S(中間年次) M(中間年次) F(入学年次)

各専門委員会

年 次 委 員	進路委員会	文化教養委員会	広報委員会
◎は委員長	◎濱崎 恵美	◎小 林 恵	◎ 幸 山 由 佳
○は副委員長		○堀 正 恵	○ 田 原 香 苗

\*本部役員につきましては、先日の選挙により全員が信任されました。

\*PTA規約第6条により、会計・書記・会計監査の教職員は会長が委嘱しています。

\*年次委員の方々につきましては、5名の立候補があり、それぞれ委員会に所属していただきます。

\*立候補していただいた年次委員の方々と、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点に基づきながら、子どもたち、学校の教育活動へのサポートを行いたいと考えていますので、何卒よろしく願いいたします。



# 京都府立清明高等学校PTA規約

## 第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本会は京都府立清明高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校・家庭及び地域社会との連携を深め、教育環境の改善を支援するとともに、会員の教養向上と生徒の福祉増進を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び家庭教育に対する理解を深め、教育環境の改善を支援し、生徒の福祉増進を目的とする事業
- (2) 会員の生涯学習、及び親睦の強化に関する事業（研修会・機関誌の発行）
- (3) 地域青少年の福祉増進のため活動する諸団体と連携した事業
- (4) その他、本会の目的を達成するため、適切と思われる事業

(性格)

第4条 本会は社会教育関係団体であり、政治的・経済的・宗教的団体、並びに他のいかなる団体の干渉も受けない。

(会員の権利・義務)

第5条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者、及び教職員に限る。また、会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第2章 役 員

(役種・定数等)

第6条 本会に次の役員を置く。なお、教職員会員は会長が委嘱する。

### 1 役員

- (1) 会 長 1 名 保護者会員より選出する。
- (2) 副 会 長 2 名 保護者会員より選出する。
- (3) 書 記 2 名 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。
- (4) 会 計 2 名 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。
- (5) 本部委員 若干名 保護者会員より選出する。

2 会計監査 2 名 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。

(任務)

第7条 役員及び会計監査の任務は次のとおりである。

1 役員

- (1) 会長は本会を代表し、会務をつかさどり、すべての会議を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。
- (3) 書記は会長のもとで事務を助け、特に記録文書に関する庶務に当たる。
- (4) 会計は会計に関する事務を行い、総会に会計報告をする。
- (5) 本部委員は会長のもとで会の運営に関する協議を行い、会務の執行に協力する。

2 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 役員の任期は選出の日からその年度末までとする。但し、PTA設立年度に限り、役員  
の任期は選出の日から次年度末までとする。また、再選を妨げない。なお、次年度の後任  
者が決定するまで、その任務を行なう。

(選挙)

第9条 役員選挙は毎年度、別に定める役員選挙細則によって行う。但し、PTA設立年度  
に限り、設立総会において立候補した者の中から役員を選出する。

### 第3章 機 関

(機関)

第10条 本会の運営は次の機関によって行う。

総会、役員会、委員会

(総会)

第11条 総会は本会の最高の議決機関で、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定改廃
- (2) 予算の決定、決算の承認
- (3) 年間事業の決定
- (4) 役員会処理事項の報告
- (5) その他必要な事項

2 定例総会は毎年1回開催することとし、臨時総会は役員会の決定又は、会員の7分の1以  
上の要請があれば開催することができる。総会は、会長が招集し、開催はその5日前までに  
議案を付して全会員に通知しなければならない。なお、総会の定足数は会員総数の5分の1  
以上とする。

3 総会の議長は役員外より選出する。

(役員会)

第12条 役員会は校長・副校長の参加の上、役員をもって構成し、次の事項を協議し会務の執  
行に努力する。

- (1) 総会に基づく事項

- (2) 緊急に処理すべき事項
  - (3) その他必要な事項
- 2 役員会は構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。また、会長は運営上、拡大役員会として、各委員会の代表の出席を求めることができる。

(委員会の設置)

第13条 役員会は必要事項会務の円滑を期するため、必要な委員会を設けることができる。

(議決方法・委任状)

第14条 議事は多数決で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。出席できない会員又は役員は委任状を提出するものとする。なお、委任状の取り扱いは、これを出席と認め、議長に一任するものとする。第11条第1項第1号(規約の制定改廃)は3分の2以上の賛成を要する。

## 第4章 会 計

第15条 会員は総会により決定された額を会費として納入する。本会の経費は会費その他の収入によってまかなう。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。但し、PTA設立年度に限り、会計年度は設立総会の日から翌年3月末までとする。

付 則 本規約は平成27年10月3日より実施する。  
本規約は令和3年4月1日より実施する。

## 弔慰規定

第1条 弔慰基準は次のとおりとする。

- (1) 会員又は生徒の死亡の場合 5,000円と櫛(生花)又はこれに相当する物
- (2) 会員の配偶者死亡の場合 5,000円

第2条 この規定により支払われた弔慰金の返礼は、一切受け取らないものとする。